

法律無視は自殺行為

混迷自治

阿久根の行方

識者こう見る



1946年生まれ、九州大法学部卒。福岡県弁護士会会長を経て同会常議員会議長。行政関係事件専門弁護士全国ネットワーク理事として、行政訴訟の現状や課題を研究。医療裁判にも明るく、NPO患者の権利オンプスマン理事長も務める。

—竹原信一市長の専決処分連発をどう考えるか。
◆自治体の運営は、憲法や地方自治法などあらゆる国内法の範囲内で行われなければならない。首長は議会に案件を諮り、議決を経て執行するのが大原則。専決処分という例外が認められるのは、議会招集の時間がない緊急案件など限定的だ。竹原市長は招集すべき議会を単に「反対され

法だから、政治的責任だけで済ませるのは疑問だ。
—伊藤祐一郎・鹿児島県知事が是正勧告する事態になった。
◆法律を無視する竹原市長の手法は、阿久根市にとって自殺行為だ。国や県から「この市長には自治体を運営する能力がない」とみなされ、市が自律性を失いかねないからだ。

て削除された。仮に手法が違法でも国や県という「お上」が罷免するだけなら戦前と同じ。地方自治を支える力の源泉は住民自治だ。竹原市長を選んだ市民が、自らの責任で市長の違法行為を問うてこそ地方自治は前進する。
—議長にも議会招集権を持たせるべきだとの意見があるが。

◆首長にはいつ議会を開くか、どんな議題を諮るか決める権限があるが、法が定める重要議案は議会の議決を得ないと執行できない。首長と議会のチェック・アンド・バランス関係が現行法の仕組みだ。議長に招集権を与えることは、この関係に重要な影響を与える。竹原市長という想定外の特異例で即断せず慎重な検討が必要だ。
—阿久根市に見る地方自治の課題は？
◆地方分権を進めるうえで重要なのは「改革派」知事や市長という一人の殿様を生むことではなく、住民自治の成長だ。自治体を運営できる人を市長に選び、もし違法な運営をすれば辞めさせる責任を、市民自身が持たなければいけない。司法に属する我々も行政の「違法行為を是正する役割」を負っている点を自覚し、首長の違法行為を司法の場で正す道がないか、模索しなければならぬ。

「辞めさせる責任」も住民に

たくない」から招集せず、専決処分の中身も副市長人事など緊急性がない。二重の意味で違法だと言える。

—かつて国は知事を、知事は首長を辞めさせる権限があった。
◆戦後、中央集権から地方分権に移り、地方自治法の罷免条項は時代に逆行するとして

行政事件弁護士全国ネットワーク・池永満理事

【聞き手・夫彰子】